

新しいタイプの商標を巡る動向

特許庁 審査業務部商標課商標制度企画室課長補佐 **内藤 順子**

PROFILE

平成5年入庁、商標審査、その他の特許行政に従事。平成22年11月より現職。

1 背景

近年の経済活動のグローバル化の進展やインターネットの急速な普及等により、商品やサービスの販売戦略が多様化している。このような状況の中、ビジネスの現場においては、自己の商品やサービスの差別化のために様々な手法が用いられるようになってきており、文字や図形等からなる商標に加え、動きや音等からなる新しいタイプの商標もその手法の一つとして用いられている。

こうした状況を反映し、諸外国においては新しいタイプの商標を保護する動きが趨勢となっている。

我が国企業の中にも、グローバルに事業を拡大する中で、①言語を超えたブランドメッセージの発信手段（例えば、電気自動車の起動画面や起動音の差別化対策やインターネットにおける動く商標や音の商標の活用等）や、②グローバル市場における有効な模倣品対策（例えば、税関でのチェック対象としてのホログラム商標の活用）を目的として、海外において新しいタイプの商標を活用し、さらに商標登録を得ている事例も少なくない。

このような国内外の状況にかんがみ、我が国においても、新しいタイプの商標の保護制度の整備に早急に取り組むことが必要とされている。

本稿では、これら新しいタイプの商標についての諸外国の保護の状況や我が国の保護制度導入の検討状況について紹介する。

2 諸外国の状況

2.1 保護状況

欧米をはじめとする諸外国においては、新しいタイプの商標として、例えば、「動きの商標」、「ホログラムの商標」、「輪郭のない色彩の商標」、「位置の商標」のように視覚で認識できるものの外に、「音の商標」、「にの商標」、「触感の商標」、「味の商標」など視覚で認識できないものも、商標法の保護対象とされている。

【表1】 諸外国における新しいタイプの商標の保護状況

	米国	欧州	英国	仏国	独国	韓国	豪州
動き	○	○	○	○	○	○	○
ホログラム	○	○	○	○	○	○	○
色彩	○	○	○	○	○	○	○
位置	○	○	○	○	○	○	○
音	○	○	○	○	○	○	○
にの商標	○	△	△	△	△	○	○
触感	○	△	△	△	△	—	○
味	○	△	△	△	△	—	○

○：保護あり —：不明
△：にの商標、触感、味について、欧州では、過去登録例があったが、その後、「写實的に表現できる」との登録要件を満たさないものと判断されており、現在は登録されていない。

2.2 登録例

新しいタイプの商標の特定方法は、各国・地域により多少の相違はあるものの、「動き」や「位置」のような視覚で認識できる商標と、「音」や「にの商標」といった視覚で認識できない商標という性質に応じて、商標登録を受けたい商標の特定方法も大きく2つにわけられる。

視覚で認識できる商標は、「商標図面」と「商標の説明」で商標登録を受けたい商標が特定される一方、視覚で認

識できない商標は、「標章の記述的表現」、「楽譜」や「音声を記録した電子媒体」、「においの標本」などの組み合わせで商標登録を受けたい商標が特定されている。

以下に、主な新しいタイプの商標の特徴と欧米での登録事例を示す。

(1) 動きの商標：図形等が時間によって変化して見える商標。例えば、テレビやコンピュータ画面に映し出される動く平面商標や動く立体商標など。

(米国) Reg. No.1928423 (登録日 1995.10.17)



【図1】

商標の説明：この商標は、コンピュータにより制作された連続図で、構造物の周囲を動くようなカメラワークで中央部の要素を複数のアングルで投影するもの。商標見本はその連続図の中の4枚の「静止画」を示したものである。

指定商品：映画フィルム、録音済みビデオテープなど

権利者：Twentieth Century Fox Film Corporation

(2) ホログラムの商標：図形等が見る角度によって変化して見える商標。

(欧州¹⁾) TM No.2117034 (登録日 2002.10.4)



【図2】

商標の説明：青色の球の白いVFの文字、黒の背景に青色のVIDEO FUTURの名称

指定商品：電気応用機械器具、DVD など

権利者：VIDEO FUTUR ENTERTAINMENT GROUP SA

(3) 輪郭のない色彩の商標：図形等と色彩が結合したものでなく、色彩のみからなる商標。(複数の色彩を組み合わせたと、単一の色彩によるものがある。)

(米国) Reg.2359351 (登録日2000.6.20) Principal-2(F)



【図3】

商標の説明：微妙な青でしばしばロビンズエッグブルー(コマドリの卵のような薄緑がかった青色)と言われる色彩で、箱に使用される。

指定商品：香水、テーブルウェア、宝飾品など

権利者：Tiffany and Company

(4) 位置商標：図形等が常に商品等の特定の位置に付される商標。

(米国) Reg. No. 3029129 (登録日 2005.12.13)

Principal-2 (F)



【図4】

商標の説明：この標章は、履物に付される平行の三本のストライプで、紐とソールの間の靴の上部に位置する。履物の輪郭を描く破線は標章の一部ではなく、その標章の位置を示すためだけのものである。

指定商品：履物

権利者：adidas-Salomon AG

(5) 音の商標：音楽、音声、自然音等からなるもので、聴覚によって認識される商標。

(米国) Reg. No. 3034331 (登録日 2008.12.27)

商標の説明：この標章は音の商標で、ラシドミレの音符を5音連続させたものからなる。

1 欧州共同体商標 (CTM = Community Trade Mark) 制度において登録された事例。



指定役務：レストランサービス

権利者：McDonald's Corporation

(注：楽譜及びビデオテープの提出あり)

(6) においの商標：嗅覚によって認識される商標。

(英国) Reg. No.2000234 (登録日 1996.5.3)

The mark comprises the strong smell of bitter beer applied to flights for darts.

(仮訳：ダーツ用の矢に用いられる苦いビールの強い匂いからなる商標)

指定商品：ダーツ用の矢

権利者：Unicorn Products Limited

2.3 新しいタイプの商標の登録状況

実際の登録件数については、企業のブランディングにおける新しいタイプの商標それぞれの市場への浸透の程度や、商標登録に対するハードルを反映し、例えば、「輪郭のない色彩の商標」、「音の商標」は比較的多いが、「においの商標」は極めて少数となっている。

【表2】米国・欧州における登録件数（2012年2月現在）

	米国	欧州
ホログラム	15	3
色彩	360	272
音	109	129
におい	12	0

各官庁からの回答をもとに特許庁作成

3 国際的な動向

国際的には、新しいタイプの商標を保護する動きが広がりがつつある。特に、我が国の近隣諸国においては新たな動きが見られる。

韓国では、既に導入していた「位置の商標」、「動きの商標」等の視覚で認識できる新しいタイプの商標に加え、2012年3月から施行された改正商標法では、「音の商標」、「においの商標」等の視覚で認識できない商標についても保護対象とすることとした。

そして、我が国と同様に、現行制度では新しいタイプの商標が保護対象となっていない中国においても、「音

の商標」、「色彩のみの商標」を保護対象とする商標法改正案が政府内で検討されているところである。

加えて、近年、二国間で締結されている自由貿易協定（FTA）等においては、視覚的に認識できない商標（におい等）も保護対象として考慮されるべき条項が盛り込まれるなど、新しいタイプの商標の保護対象が更に広がりつつある。

また、商標出願手続の国際調和及び簡素化のための条約である「商標法に関するシンガポール条約」においては、新しいタイプの商標の特定方法についての規律が定められるとともに、それに基づく商標登録出願のモデル様式策定の検討が進められている。

このように、新しいタイプの商標の保護は国際的な趨勢となっている。

4 我が国の現状

4.1 現行制度の概要

我が国の商標法においては、「標章とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」（商標法第2条第1項）である旨が規定されており、工業所有権法逐条解説（第18版1185頁）によれば、以下の特徴を持つものは現行法下において保護対象とはされていない。

(1) 文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合は、視覚を媒体として認識されるものであるため、商標は視覚に訴えるものである必要がある。したがって、現行法下では、視覚で認識できない音・におい・味などは、たとえ機能的に商標と同様に作用しても商標法上保護対象とはされていない。

(2) 動きやホログラムのように、動きや変化を特徴とする商標も、保護対象とはされていない。

(3) 色彩は、文字、図形又は記号などと合わさってはじめて商標の構成要素となる付随的構成要素である。このため、輪郭のない色彩のみからなる商標は、商標法上

保護対象とはされていない。

すなわち、新しいタイプの商標は現行の商標法では保護対象とされていない。

4.2 審議会での検討状況

このような国内外の状況を踏まえ、産業構造審議会において、これまで保護の対象とされてきた従来の商標に加え、動き、音、ホログラム、輪郭のない色彩、におい等の新しいタイプの商標を新たに保護対象とするための制度の導入について検討が進められている。以下に、審議会での検討の概要を紹介する。

(1) 第19回商標制度小委員会（平成20年6月）

「商標制度の見直しに係る検討課題について」審議が行われ、新しいタイプの商標について商標法上の保護の対象とする検討が必要とされ、同委員会の下に、「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」(以下「新商標WG」という。)を設置して検討を行うことが決定された。

(2) 第20回商標制度小委員会（平成21年10月）

新商標WGの5回にわたる審議結果をまとめた「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ報告書」が報告された。

(3) 第22回商標制度小委員会（平成22年7月）

上記新商標WG報告書を踏まえ、新しいタイプの商標の登録要件に関し、①一商標一出願の原則、②識別性、③商標の類似、④その他の拒絶理由（公益的な音、著作権等其他の権利との調整、機能性等）について審議が行われた。

(4) 第24回商標制度小委員会（平成23年2月）

上記新商標WG報告書において示された新しいタイプの商標の特定方法や出願日認定の考え方に関し、諸外国の実態の調査並びにシンガポール条約規則における新たな規律及びマドリッド・プロトコルにおける運用との整合性の確保に留意し、再度審議を行った。

(5) 第25回知的財産政策部会（平成24年2月）

全体の方向性として、新しいタイプの商標の保護制度を導入する方向で検討することを提示。各論点について引き続き検討することが了承された。

(6) 第26回商標制度小委員会（平成24年4月）

新しいタイプの商標の保護制度の導入における各論点の具体的な検討の前提として、「におい」等の商標も含めた新しいタイプの商標の保護の実務・利用状況について、海外主要国（米国・EU・豪州・韓国）の実態調査の結果が報告された。

(7) 第27回商標制度小委員会（平成24年5月）

現実には自己の商品等と他人の商品等を識別できる標章であっても、一律で「商標」の定義から除外されてしまうのは妥当でない等の理由から、実務に影響を与えないことに配慮しつつ、新しいタイプの商標を保護する包括的な定義規定を導入することや、商標の定義規定に自他商品等の識別性の要素を追加する方針が了承された。

(8) 第28回商標制度小委員会（平成24年6月）

国際的にも保護対象とされている動き、輪郭のない色彩、音、におい等の新しいタイプの商標については、諸外国の例を参考にしつつ、出願方法や公示方法等について検討すること、特に、視覚で認識することができない「におい」等の商標に関しては、相当程度の使用の実績を考慮した審査運用や、その権利範囲を明確に特定できる方策を検討することを前提として、我が国商標法においても保護の対象に含めることについて了承された。

5 おわりに

新しいタイプの商標を保護する制度の導入にあたっては、国際化する企業活動を支援するために、我が国企業が多様なブランドメッセージの発信手段を保護し、模倣品対策の拡充につながるとともに、マドリッド協定議定書を利用した低廉・簡便な海外における権利取得が可能となるような制度とすることが重要であろう。